

令和3年度

奥会津交流創出・促進業務

公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

奥会津交流創出・促進業務委託（以下、「委託業務」という。）の受託者を選定するために実施する公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）に関して必要な事項を定める。

2 業務の目的

住民参加型の事業を多く実施する本協議会事業において住民の関心は最も重要な要素であることから、本協議会事業（体験交流型プログラム推進事業）にて生まれたプログラム提供者同士の繋がりを深めると同時に、今年度の取り組みのフィードバックの機会を地域住民に対し見える化させることで、プログラム提供者を軸とした人々の交流機会を創出し、地域住民の本協議会事業への関心を高め、次年度以降の事業参加を促す。

3 業務の概要

- (1) 発注者 只見川電源流域振興会
- (2) 業務名称 奥会津交流創出・促進業務
- (3) 業務内容 体験交流型プログラム推進事業の成果発表を中心とした本協議会事業の取り組み紹介を行うイベントの企画、運営、PRを行う業務とする。なお、業務実施の際は出来る限り奥会津地域内の資源や人財を活用し、具体的な取り組み内容は別紙「奥会津交流創出・促進業務委託仕様書」を参照すること。
- (4) 予算額 金2,813,000円を上限とする。
※消費税額及び地方消費税額を含む。
- (5) 履行期限 受注者は令和4年2月28日までの期間内で、かつプロポーザルに提出された業務工程表の完了時期迄に完成させること。

4 公募スケジュール（予定）

- (1) 公募開始 令和3年11月 2日（火）
- (2) 質問書の受付期間 令和3年11月 2日（火）～11月12日（金）
- (3) 質問に対する回答 随時
- (4) 参加申込書及び企画提案書の提出 令和3年11月19日（金）17時必着
- (5) 選考結果の通知 令和3年12月 1日（水）以降

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 日本国内に本店、支店、営業所などの拠点を有すること。
- (2) 地方税、国税等を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項のいずれの規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立て中又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立て中でないこと。
- (6) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、国又は地方公共団体等から指名停止を受けている期間でないこと。

(7) 福島県暴力団排除条例（平成23年条例第51号）第2条の該当者ではないこと。

6 参加申込及び企画提案の方法

本プロポーザルに参加する者は、以下の方法により参加申込等を行うこと。

(1) 参加申込書等の提出（提出期限：11月19日（月）17時必着）

①提出期限までに以下の書類を持参または郵送（簡易書留又は配達証明付き一般書留に限る。）により提出先に提出すること。

なお、様式は当協議会ホームページからダウンロードの上、入手すること。

ア「参加申込書」8部（様式1）

イ「会社（団体）概要書」8部（様式2）

ウ「業務受託実績書」8部（様式3）

業務受託実績について3件以内を記載し、その実績が確認できる資料（記録誌やその目次など）を提出すること。（コピー可）

エ「業務実施体制」8部（様式4）

契約締結後における業務の実施体制及び業務従事者の情報について記載すること。

オ「企画提案書」8部（任意様式）

カ「業務工程表」8部（任意様式）

ク「参考見積書」8部（任意様式）

*イ及びウ並びにエについては、様式に掲げる項目内容が記載された既成資料での提出を可とする。

②企画提案に係る一切の経費については、提案者の負担とする。

③提出された企画提案書等は、返却しないこととする。

(2) 仕様書に記載されている事項以外で、業務の趣旨や目的に沿うものであって、予算の範囲内であれば加えて提案することは可とする。

(3) 質問書（様式5）の受付（※受付期間：11月2日（火）～11月12日（金））

①本プロポーザルに関する質問は趣旨を簡潔にまとめ電子メールにより提出すること。

②質問者には、電子メールにより回答を送付する他質問の趣旨及び回答は、当協議会ホームページ上で公開する。なお、質問の趣旨や内容が不明確なものについては、回答しない場合がある。

7 選定方法

「奥会津交流創出・促進業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において審査する。

審査委員会での最も高い評価となった提案者を受託候補者として選定する。

また、提案者が1者の場合でも審査を実施し、その内容が審査基準を満たすと認められる場合は、当該提案者を受託候補者として選定する。

(1) 企画提案書による審査を行い、受託候補者の選定を行う。

(2) 審査の結果は、提案者全員に電子メールにより通知する。

(3) 提出書類に重大な不備又は虚偽の記載があった場合はその提案及び、審査結果を無効とする。

8 評価基準

審査委員会に際しては、概ね以下の点を基準により総合的に審査する。

(1) 内容

- ①奥会津体験博覧会せど森の宴開催プログラムの追体験が出来るものとなっているか
- ②体験プログラム実施主体者同士の交流が深まるものとなっているか
- ③体験プログラム実施主体者と奥会津地域住民との交流創出が期待できるものとなっているか
- ④奥会津地域住民が立ち寄りやすい工夫がなされているか
- ⑤業務実施にあたり、奥会津地域の人財を活用しているか
- ⑥只見川電源流域振興協議会の事業の取り組み内容が伝わるものとなっているか
- ⑦見積額および業務執行体制は適切か

(2) その他

- ①業務内容は奥会津の地域性（特性や課題）を十分に踏まえた上で提案されたものであるか
- ②提案された業務内容に対し、業務体制は履行能力があるか
- ③類似業務の実績があるか
- ④実施手順やスケジュールが適切に示されているか
- ⑤提案に対して、見積りが適切であるか

9 契約

(1) 受託者の決定

受託候補者と仕様及びに委託料等詳細について協議の上、受託者として決定する。ただし、受託候補者との協議が整わない場合は、契約の採択に至らない場合がある。

(2) 契約の締結

上記（1）で決定した受託者は、契約に必要な書類を作成し、当協議会と協議の上、速やかに手続きを進めるものとする。

なお、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、業務を追加、変更することができ。この場合、受託者と契約内容及び契約額等を調整できるものとする。

10 各書類の提出先・問合せ先

担当 只見川電源流域振興協議会 主任事務局員 木村
住所 〒968-0006 福島県大沼郡金山町大字中川字上居平933番地
電話 0241-42-7125
FAX 0241-42-7127
メール tdrsk@okuaizu.net